

大規模災害時における  
電力・飲料水等の提供に関する協定書

令和7年3月18日

鈴 鹿 市

A G F 鈴鹿株式会社



## 大規模災害時における電力・飲料水等の提供に関する協定

鈴鹿市（以下「市」という。）とAGF鈴鹿株式会社（以下「AGF鈴鹿」という。）は、次のとおり大規模災害時における電力・飲料水等の提供に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、大規模災害が発生した場合、市がAGF鈴鹿に対して、電力・飲料水等の提供を要請する際に、必要な事項を定めるものとする。

### （対象とする大規模災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、次に掲げるものとする。

- （1）大規模地震災害
- （2）大規模風水害
- （3）前2号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害に指定された災害

### （支援協力の要請）

第3条 市は、大規模災害時における電力・飲料水等の確保を図る必要があると認めるときは、AGF鈴鹿に対し、太陽光発電システム設備にて発電された電力（以下「電力」という。）とAGF鈴鹿の事業場内に保有している給水用タンク等により得られる水（以下「水」という。）の提供を要請することができるものとする。なお、要請の方法は、提供要請書（様式第1号）によるものとするが、緊急を要する場合においては口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

### （要請に対する協力）

第4条 AGF鈴鹿は、前条の規定による要請を受けた場合は、太陽光発電システム設備又は給水設備が毀損したとき、人員の確保が困難なとき、又はAGF鈴鹿の業務の継続に重大な支障が生じているとき、その他AGF鈴鹿が当該要請に応じることが困難な事情が存しない限り、速やかにこれに応じ、可能な範囲において協力するものとする。また、本協定書に従いAGF鈴鹿が市に提供する電力・水の対価は無償とする。

### （飲料適性の判断）

第5条 AGF鈴鹿が提供する水が飲料水として適するかどうかについては、

市が自己の責任において判断するものとする。なお、AGF鈴鹿は、市の要請を受けた場合には、AGF鈴鹿が実施している水質に関する次の各号のいずれかに掲げるデータを市に提供するものとする。

- (1) 直近の水の食品衛生法に基づく食品製造用水規格検査の検査結果
- (2) 直近の水の水道法に基づく水質基準検査の検査結果

(水の提供方法)

第6条 水の提供方法については、次のとおりとする。

- (1) 水の提供方法は市及びAGF鈴鹿が双方協議の上決定する。
- (2) AGF鈴鹿事業場内での市民への給水に関する活動は、AGF鈴鹿が行うものとする。
- (3) 給水に使用する容器は、各市民が自己の責任において準備し、AGF鈴鹿はこれに給水活動を行う。
- (4) 一人あたりの提供量の目安は、3リットル/日とする。
- (5) 給水用タンク等の貯水量が90 m<sup>3</sup>を下回った場合は、給水をストップする。

(電力の提供方法)

第7条 電力の提供方法については、太陽光発電システム設備により発電された電力を、AGF鈴鹿事業所内の次にあげる方法で市への電力提供を行う。

- (1) 大規模災害時携帯電話充電ロッカーに設置する専用コンセントでの携帯電話の充電

(連絡責任者)

第8条 本協定に基づく支援協力を円滑に行うため、市及びAGF鈴鹿の連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(業務の終了)

第9条 本協定によるAGF鈴鹿の協力業務の終了は、市及びAGF鈴鹿が双方協議の上決定するものとする。

(第三者からの異議訴え等)

第10条 本協定によるAGF鈴鹿の協力業務に関して、第三者から何らかの請求又は訴えがなされた場合、市は自己の責任と費用においてこれを処理解決

する。

(損害の負担)

第 11 条 災害時における電力・飲料水等の提供に伴い、太陽光発電システム設備、給水設備に損害が生じた時は、その賠償の責については、双方協議の上決定する。

(協議事項)

第 12 条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた場合はその都度、市及び A G F 鈴鹿が双方協議の上で決定するものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の前日 1 か月までに、市又は A G F 鈴鹿から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に 1 年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、A G F 鈴鹿が太陽光発電システム設備又は給水設備の運転を終了した場合、又は回復不能な程度に毀損・滅失するなど、A G F 鈴鹿が太陽光発電システム設備又は給水設備の運転を継続することが困難となった場合は、A G F 鈴鹿は市に対し、その旨を書面にて通知し、市はこれを受諾し、本協定は終了するものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、市及び A G F 鈴鹿がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 3 月 18 日

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号  
鈴鹿市長

三重県鈴鹿市南玉垣町 6410 番地  
A G F 鈴鹿株式会社  
代表取締役社長

様式第1号（第1条関係）

令和 年 月 日

AGF 鈴鹿株式会社

代表取締役

様

鈴鹿市長

電力・飲料水等提供要請書

「大規模災害時における電力・飲料水等の提供に関する協定」第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

(1) 災害の種類及び応援を必要とする状況

(2) 応援を必要とする物資の内容

必要とする物資	提供量	物資の引渡場所	備考
1) 電力 携帯電話充電用	20Wh/台×50台=1kWh	厚生棟1階 (携帯電話充電ロッカー)	
2) 水	最大110 m <sup>3</sup> ※ (ただし、給水用タンク内の消防用水量90 m <sup>3</sup> を下回らないよう供給を停止する)  ※提供期間については、AGF 鈴鹿の水量と発電状況を総合的に考慮し都度決定する。	場内設置の給水用タンク (又は厚生棟受水槽)	

【問合せ先】

課 (鈴鹿市災害対策本部  
部 班)

電話 :

FAX :

担当 :